

難病患者の災害時対応への取り組みについて（保健予防課）

1 個別避難計画とは

個別避難計画とは、高齢者や障害のある方などのうち、災害時に自力で避難することが難しい方を対象に、災害時の避難に備えて作成する計画です。作成には本人の同意が必要になります。

【国が示すポイント】

- ・ 個別避難計画作成は市町村の努力義務（災害対策基本法 49 条の 14）
- ・ 福祉専門職の協力による計画策定の推奨
- ・ 計画作成の対象者となる優先度の作成

2 令和 6 年度の取り組みの経過

近年、大規模な地震や水害が発生しており、地域で療養中の要配慮者の支援体制が課題となっています。

市町村支援においては、令和 3 年に災害対策基本法が一部改正され、厚生労働省健康局難病対策課より、事務連絡で「難病患者等に関する避難支援等体制の整備について」が発出されました。 個別避難計画作成が市町村の努力義務となり、地域の医療・看護・介護・福祉などに関する職種 団体との連携や情報共有を図ることと示されております。

在宅人工呼吸器使用者（＝ご自宅で人工呼吸器を使用している方）は、電力の供給停止が生命の危機に直結する、移動等の避難行動が困難などの特性があります。

関係者の共通理解を前提に、人工呼吸器使用者の立場に立った「災害時個別避難計画」を作成することで、平常時から災害に備える機会を持ち、災害時の人工呼吸器使用者及びご家族、関係者の的確な行動につなげます。

入院避難等を前提としても、特に災害時急性期は医療機関等の対応・受入れが可能とは限らず生命を危険にさらすことになるため、平時からの自助・共助・公助による重層的な発災時の体制強化が必須となることを踏まえ、難病受給者証所持の方で人工呼吸器装着されている方を中心に個別避難計画の作成に取り組んでいきます。